

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月28日
【会社名】	株式会社アクトコール
【英訳名】	A C T C A L L I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福地 泰
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷二丁目12番5号
【電話番号】	03 - 5312 - 2303
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 高橋 砂衣
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷二丁目12番5号
【電話番号】	03 - 5312 - 2303
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 高橋 砂衣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成31年2月27日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成31年2月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査体制の強化のため、現行定款第18条（員数）第2項の監査等委員である取締役の員数の上限を3名以内から4名以内に変更し、また、経営体制の強化のため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第2項の役付取締役に取締役副社長を追加いたしました。

（下線部は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
<p>（員数）</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>3名以内とする。</u></p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>（員数）</p> <p>第18条 （変更前に同じ）</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条 （変更前に同じ）</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて<u>取締役副社長</u>、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に、新たに、福地泰氏、柘植純史氏、和田英明氏、大和田征矢氏、太田源太郎氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役に、新たに、鴫田英之氏、柴田亮氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 会計監査人選任の件

新たに、なぎさ監査法人が選任され、就任いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	55,642	359	-	(注)1	可決 98.593
第2号議案					
福地 泰	55,510	486	-	(注)2	可決 98.367
柘植 純史	55,527	469	-		可決 98.398
和田 英明	55,527	469	-		可決 98.398
大和田 征矢	55,573	423	-		可決 98.479
太田 源太郎	55,527	469	-		可決 98.398
第3号議案					
鶴田 英之	55,597	404	-	(注)2	可決 98.513
柴田 亮	55,618	383	-		可決 98.550
第4号議案	55,650	351	-	(注)3	可決 98.607

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上